

病 院 事 業 会 計 予 算

令和3年度 橋本市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度橋本市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(病院)

(1) 病 床 数		300	床
(2) 年 間 患 者 数			
入 院		87,600	人
外 来		128,260	人
(3) 1 日 平 均 患 者 数			
入 院		240	人
外 来		530	人
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 医療機器等整備事業	事業費	670,000	千円
(ロ) 建物附属設備整備事業	事業費	50,000	千円

(訪問看護)

(1) 訪 問 看 護 事 業			
(イ) 月間利用者数		72.5	人
(ロ) 月間利用回数		550	回
(2) 居 宅 介 護 支 援 事 業			
(イ) 月間居宅サービス計画作成者数		40	人
(3) 主要な建設改良事業			
(イ) 医療機器等整備事業	事業費	1,517	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	7,311,169 千円
第1項 医業収益	6,483,632 千円
第2項 医業外収益	577,641 千円
第3項 訪問看護収益	69,461 千円
第4項 特別利益	180,435 千円

支 出	
第1款 病院事業費用	7,398,484 千円
第1項 医業費用	7,076,852 千円
第2項 医業外費用	242,229 千円
第3項 訪問看護費用	74,803 千円
第4項 特別損失	3,600 千円
第5項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額308,238千円は過年度分損益勘定留保資金308,238千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,029,574 千円
第1項 他会計負担金	306,621 千円
第2項 補助金	1,903 千円
第3項 企業債	720,000 千円
第4項 投資	1,050 千円

支 出	
第1款 資本的支出	1,337,812 千円
第1項 建設改良費	725,828 千円
第2項 投資	15,187 千円
第3項 企業債償還金	596,797 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
現金回収業務委託	令和4年度から令和6年度まで	3,327千円
現金入金機賃借料	令和4年度から令和6年度まで	1,188千円
集配金業務手数料	令和4年度から令和6年度まで	119千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法
病院事業	720,000千円	証書借入

利率	償還の方法
3.5%以内	借入先の融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款病院事業費用のうち、第1項医業費用、第2項医業外費用、第3項訪問看護費用、第4項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項投資、第3項企業債償還金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	3,985,203	千円
(2) 交際費	3,030	千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業運営のため一般会計及び国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は149,605千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、628,836千円と定める。

令和3年3月1日 提出

橋本市長 平木 哲朗